

### 論点1 農業経済学、農業経営学とは

- \*農業経済学、農業政策(農政)、農協、市場や流通、国際環境等を含むいわゆる農政にかかわる経済学の一分野
  - \*農業経営学、農業経営の分析、経営診断の分野を一般経済学、一般経営学の助けを借りて、研究し教育する専門分野
- 農業の特性をふまえた学問分野、農業の特性とは何かは論点2にかかわる問題です。

### 論点2 「農業が儲からない」のはなぜか

農業はなぜ儲からないか

1. 完全競争市場という市場環境の下に置かれた産業  
多数の生産者、多数の消費者
  - ・独占的な立場には立てません→きちんとコストを吸収できるような価格を自らが決定することはできません。典型的にはセリで価格が決定されます(純粋に需要と供給の関係で価格が決定されます)。
  - ・農産物市場の構造変化(川下のバイイングパワーの強大化)
  - ・完全公開情報の下に置かれている(野ざらしのもと、逃げも隠れもできません、生産過程の公開性)
2. 自然との共生のもとで生産が行われる産業  
工場生産ができません、年間を通じたフル生産ができません
3. 家族経営が中心の産業  
家族労働力が中心、プラス若干の雇用労働

日本農業の不利性

1. 規模の零細性(気候風土に基づく不利性、規模拡大がむずかしい)
2. 高賃金(発展途上国の低賃金に太刀打ちできない、アメリカの不法入国者の低賃金にも)
3. アジアモンスーン気候(雑草との闘い)
4. 政策環境(他の先進諸国との比較において制作環境において恵まれていない)

日本農業の有利性→論点4

### 論点3 TPPの影響

関税とはそもそも、19世紀に人類が考え出した知恵です。国際競争力の低い産業あるいは特定の品目の存続を図るために海外からの輸入品に対して措置する税金です。それを必要とするのは国家・国民であり、それを必要としないのは国境を不要のものとするハイパングローバル企業(多国籍企業)です。第二次大戦に至った歴史的経過をふまえて、戦後は、政治・経済のブロック化を回避する方策として営々としてGATT、WTO体制という経済・貿易の世界秩序を築いてきた歴史でした。TPPはその歴史に逆行するものです。

10月05日 TPP協定大筋合意

10月05日、12カ国は閣僚会合の後に共同記者会見して大筋合意に達したと発表

あくまでも政府間の「大筋合意」、協定文の作成、調印はこれから

米大統領の署名には90日前に通知が必要。したがって署名は年越し、大統領選に突入、日本の国会批准はその後、参院選直近の頃

TPPは「安保法制」と一体のもの、表裏の関係

「安保法制」は軍事・政治面でのアメリカ従属、TPPは経済・政治面でのアメリカ従属

「アメリカ従属の新段階」に突入しようとしている

秘密交渉ゆえに情報はきわめて限定されている

これからは、アングラ情報を含めて、情報量は増える。これまでも増して学習を深め、国民の理解を広め、深めていく必要がある。「そんな内容なら反対」なんてことが圧倒的、国民的世論になる可能性は大いにあることだと思っています。

日本では歴史的快挙のように報道されているが、今回の「大筋合意」は決裂しなかったことを装ったに過ぎない、との指摘もあります。

アメリカの状況、通商政策を統括する上院財政委員会のハッチ委員長（共和党）は、TPP 合意は「残念ながら痛ましいほど不十分だ」と表明し、このままでは議会承認がむずかしいことを示唆している。クリントンさんは現時点では TPP 協定反対といている。カナダ、豪州、ニュージーランド等々各国ともこのまま批准される見込みは高くないというのが実態ではないか。

10月07日夜、森山農相、就任会見で「国会決議は守れたと思っている」と強調。しかし国会決議は以下のようなもの、どうして二、五にすることが現時点で確認できるのか

参院農林水産委員会、2013年04月18日に「TPP 交渉参加に関する決議」

衆院農林水産委員会、2013年04月19日、同様の決議（与野党が連携して国会で決議した意味は重たい）

項目は全体で8項目に及ぶ

- 一、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
- 二、残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組み換え食品の表示義務、遺伝子組化種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。
- 三、国内の温暖化対策や木材の自給率向上のための森林整備に不可欠な合板、製材の関税に最大限配慮すること。
- 四、漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。
- 五、濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうような投資家・国家訴訟（ISD）条項には合意しないこと
- 六、交渉にあたっては、2国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。
- 七、交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 八、交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趨いかなんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

●とくに、投資家・国家間紛争 ISDS

- ①国民主権・国家主権の蹂躪
- ②生存権の蹂躪
- ③司法権の蹂躪
- ④地方自治の蹂躪

\*投資章・ISDS 条項だけをとってみても、TPP と日本国憲法は相いれない

\*同時に、日本政府、日系多国籍企業も、他国の主権、基本的人権等を蹂躪する側に立つことになる

●とくに、国有企業（政府調達）の対象

1. 国有企業とは国（公共）の支配下にある法人の行う事業を指すもので、日本の場合は国民健保、共済健保、建国保険組合、国立・市立・離島などにある県立病院、及び畜産振興事業団エーリックなどの野菜、砂糖、畜産物の価格安定資金事業も含まれる。例外があるとすれば、すべて明記して、他の11カ国の同意を得ておかなければならないネガティブリスト方式なのですべてが該当する
2. 国民皆保険制度は政府はそのまま堅持すると言ってきたが、外国の保険会社との関係では、明らかに国有企業として政府の関与が差別的で不公平な競争であり、「相手国企業の不利益」をもたらす「反競争的な行為」であるとの攻撃を受けるものと思われる。

3. 中小企業などの政策金融公庫、住宅金融公庫などの公的な金融機関、労働組合、生協、農協などの共済、保険に適用されて、政府による税制上の優遇措置などもすべて該当する等々広範囲に及ぶ

何兆円積もうとも（1995年04月、ガット・ウルグアイラウンドのときの6兆円）  
国土を荒廃から守ることはできません、荒廃した農地を取り戻すことはできません  
国民の健康と暮らし、いのちを守ることはできません。

国民主権、国民の生存権、司法権、地方自治は守れません、憲法も守れません

#### ◎お米に関してどうみるか

MA米（ミニマムアクセス米）最低輸入機会：UR農業協定により、高関税による事実上の輸入禁止を撤廃する目的で設定。低関税で輸入が決められた数量まで一次関税（低関税）で輸入し、その枠を超えたら二次関税（高い関税）の適用を行う制度。枠全量の輸入が義務付けられているわけではない。ただしわが国は政府統一見解で「輸入を行うべきもの」とみなして全量輸入してきた。しかし「本来は、輸入は義務ではない」、「義務的輸入は中止」すべきもの。

その一定の輸入枠が77万トン、そのうちの10万トンがSBS米（買い手と売り手の連名による売買同時契約）。主として主食用米（10万トン枠）。今回のTPP協定では、このSBS米の10万トンに7840万トンを上乗せすることで合意（アメリカ7000万トン、オーストラリア8400トン、アメリカは合わせて13万トンの輸入枠を確保）。売れないコメを買って、高いコストをかけて備蓄して、最後は飼料米として放出。価格差が2~3倍に縮まって、品質格差（とくに食味）もあって輸入米は買われなくなっている。なぜアメリカのために莫大な国税を使わなければならないのか。従属関係の象徴。輸入量に見合う政府備蓄米の追加買い入れを行う。森山農相は、「コメ価格に影響を与えることはない」と強調している。「もう少し国産米のコストを下げれば、MA米は輸入義務ではないから心配はいらない」と見通している。

しかし、米調製品・加工品の関税を5~25%削減、輸入牛肉の価格は2割程度下落、豚肉の価格は4割程度の価格下落。畜産、果樹は大きな影響を受けることになる。国内生産の縮小も避けられないということになる。

地域経済・雇用、農業、医療・保健、食品の安全、知的財産権等々国民の生活・営業に密接にかかわる分野で国民の利益と経済主権をめぐるハイパーグローバル企業（多国籍企業）との闘いという本質のところをみておかなければならない。

#### 論点4 地域農業を元気にすることは可能ですか

日本農業の比較優位から見えてくるもの74-76ページ

- ・豊富な再生産可能な水、微生物の宝庫、優れた人材資源、1haで10.5人を養うことのできる世界に誇るべき生産力を有している水田→恵まれた日本の気候風土と人的資源という基礎条件を備えている
- ・製造業の海外生産比率の高まりにともなう貿易収支の赤字の拡大、それにともなう円安傾向という日本経済の流れの下で生じる食料輸入力の低下

関税が取っ払われて安く輸入できるとけんでんされているがそれは輸入するモノがあつての話、「買い負け」しているというのが現実

- ・遺伝子組み換え作物の増加
- ・わが国の遺伝子組み換え食品の1人当たり消費量は世界一（絶対量では中国）。しかしわが国はEU諸国とともに、遺伝子組み換え作物の八つの作物すべてについて商業生産をしていない誇るべき国の一つです。日本の遺伝子組み換えを許さない日本の大豆は世界の宝物なんです（すでに世界の大豆の75%が遺伝子組み換えです）。

- ・混住化社会の中に存立している日本の農業

さらにもう一点、混住化社会、地域で多くの消費者とともに住み、くらしているという他国に

ないわが国農業が有している決定的な強味をあげておかなければならなりません。そこから出てくる答えは、徹底的に地域と結びつく、消費者と結びつく、直売所、市民農園、自然再生エネルギーの掘り起こし等々あらゆる手を尽くして結びつく。安心・安全、品質、新鮮、環境保全、やさしい気持までを付け加えて結びつく。私たちには、そういう地域とともにあるいのちはぐくむ農業、非GMで、食育・地産地消の農業、地域資

源を活かす農業、安全性基準もきびしく、品質の管理水準も高い、高品質の農産物を供給する能力を備えている世界に誇れる立派なわが国の農業があることにまず確信をもたなければなりません。

・地域活性化の一端を担って

全給与所得者のうち年間所得 200 万円を下回る人々が 2000 万人を数え、全給与者の 40% を越えるという国民経済の実態からすれば、地域農業を振興し、地域に雇用を生み出す取り組みはまさに地域農業の使命として強く意識されなければなりません。農地を有効利用、高度利用して、直売所の拡充と地産地消に取り組み、まず所得の確保、就農者の確保・拡大をめざさなければなりません。既存の観念にとらわれない革新的な気構えで「地域農業興し」に取り組まなければなりません。

・国連の食糧農業機関 (FAO) の世界農業遺産制度

そればかりではありません。国連の食糧農業機関 (FAO) が 2002 (平成 14) 年に始めた世界農業遺産制度がありますが (FAO が認証する次世代に継承すべき農法や景観、文化、生物の多様性などを有する農業生産のシステムで、現在、世界で 13 カ国 31 地域が認定されています)、先進国の中で認定されている地域をもつのは日本だけです。石川県の能登の里山・里海、「新潟県佐渡のトキと暮らす郷づくり、静岡県掛川地域の茶草場農法、大分県国東半島の宇佐地域のクヌギ林とため池群による資源の循環、熊本県阿蘇地域の草原の維持と持続的農業の五地域が認定されています。世界の 31 地域のうち 5 地域を日本が占めているのです (16%)。食料、農業のみならず、世界に誇れる立派なわが国の農村があることにも確信をもたなければなりません。国民的支持を得て生き残る道。その範をアジアに示す役割、それが世界を救う。

### 論点 5 滋賀県が売り出している「みずかがみ」の評価

私も卸さんから「みずかがみ」を造ってほしいと要望されています。評判が高いと思います。

滋賀県の農業高校の「良食味米作り」における奮闘ぶりについて付記しておきたいと思います。2014 年の青森県田舎館村で開催された第 16 回のコンクールで全国農業高校「お米甲子園」

で滋賀県の長浜農業高校が抜群の成績で見事、最高の金賞を射止めました (品種は「にこまる」)。加えて、山形県庄内町で開催された別のコンクール (第 8 回あなたが選ぶ日本一おいしい米コンテスト) の高校生部門で湖南農業高校が高校生部門で優秀金賞を受賞しました (品種は滋賀県が売り出し中の「みずかがみ」)。

滋賀県は、食味という点では半ばあきらめてきたのではないのでしょうか。とくに湖岸べりではおいしいお米はできないと。しかし近年、だいぶ意識が変わってきています。米・食味分析鑑定コンクールへの出品も増えてきています。

あまり知られていないことですが、第 1 回のコンクールは実は 1999 (平成 11) 年 11 月、滋賀県、それも滋賀県立大学で開催されたのです。ことしは石川県で開催されます (第 17 回)。

2007 (平成 19) 年の第 9 回コンクール (島根県奥出雲町で開催) で私どもがヒノヒカリ部門で食味値全国一の金賞をとったのです。

### 論点 6 なぜ 2007 年、大学で米作りだったのか

私が環境科学部の学部長をしていた。率先して環境に優しい米作りを実践したいという気持ちがありました。タイミングよく開出今集落から田んぼの提供も申し入れがあった。高齢化や後継者不足で稲作が続けられなくなった田んぼを「教育研究のために活用していただきたい」との申し入れがあったのです。そこで知識はあっても経験は皆無の私どもが何とか「チャレンジしてみましよう」ということになったのです。

### 論点 7 いのちはぐくむ農法とはいかなる農法か

「いのちはぐくむ」との「いのち」とは生産過程でもっとも直接的に農薬や化学肥料に接する生産者の健康と命です。そして、生産されたお米を食する消費者の安全と健康な命です。そして、生産現場の田や畦畔に生きている生き物たちの命です。

「農法」とは、一言でいえば、「農業のやり方についての考え方」です。「農業のやり方」ではありません。

彦根市開出今の 2.40 ヘクタールの水田で、無農薬・無化学肥料、通年湛水・不耕起等を内容とする農法で

の稲作栽培です。同時に、このような農法による稲作が経営的に成立するものでなければ現実的な意味は半減するわけであるから、もう一つの課題としては、当然のことながら経営としての成立条件の確保が求められます。つまり、農法としての成立と経営としての成立という2つの条件についての検討が求められます。

#### 論点8 セールスポイント「魚のゆりかご水田」「花咲く景観水田」

主として消費者向けには、①犬上川の冷たい伏流水で育てた、②無農薬・無化学肥料で育てた、③魚のゆりかご水田で育てた、④花咲く景観水田で育てた、⑤良食味を求めて育てた、等々の点をアピールすることになりました。

③魚のゆりかご水田で育てた、の意味。

滋賀県は05（平成17）年度から“魚のゆりかご事業”に取り組んでいますが、この事業には三つの異なる方法があります。私どもが選んだ方法は、お腹に卵をもったニゴロフナの親ぶなを水田に放して、産卵、孵化させて、秋の落水時まで田で育てた後、琵琶湖に戻すという方法と、稚魚を水田に直接放魚する方法です。2008（平成20）年はこの2つの方法を採用しました。残る第三の方法は、魚道をつくって川筋で田んぼと琵琶湖とを直接結びつける方法です。

④花咲く景観水田で育てた

除虫菊、曼殊沙華（まんじゅしゃか、ヒガンバナの別称）、ハーブ、マリーゴールド等々です。せっかくですから、農業となんらかの関係のある花を選んで畦畔に植えたいと考えました。現在は、10種類の花、30株が植え付けられています。

#### 論点9 もっとも苦労した点

湿田、生水（しょうず）、それを解決するための土地改良事業の実施。

コンバインが立ち往生

雑草退治

#### 論点10 国際競争力が求められる中でのめざすべきこれからの米作り

おいしくて、安心安全で、環境にやさしい農法で、安くて

おいしさ、環境（安全・安心）の二本柱

日本農業の比較優位の追求に尽きます→論点4

ビジネスモデル=いのち育む農法で、7俵穫って、食味値80以上、30000円/1俵、60kg、5000円/10kg